

一団性要件の運用緩和による道連れ解除防止イメージ

■ 買取り申出がなされた農地

■ 買取り申出により道連れ解除となる農地

■ 同一又は隣接する街区に立地する農地

指定要件「一団のもの区域」

- 物理的に一体的な地形的まとまりを有していること。
- ※ 道路等が介在している場合は、道路等の幅員規模は6m程度が上限。
- ※ 各都市計画区域の実情に応じ、適宜判断。



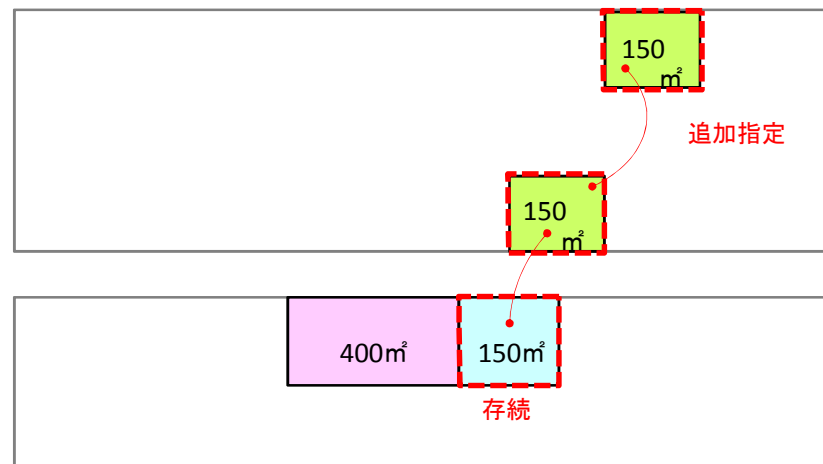
都市計画運用指針の改正

一団性要件の運用緩和

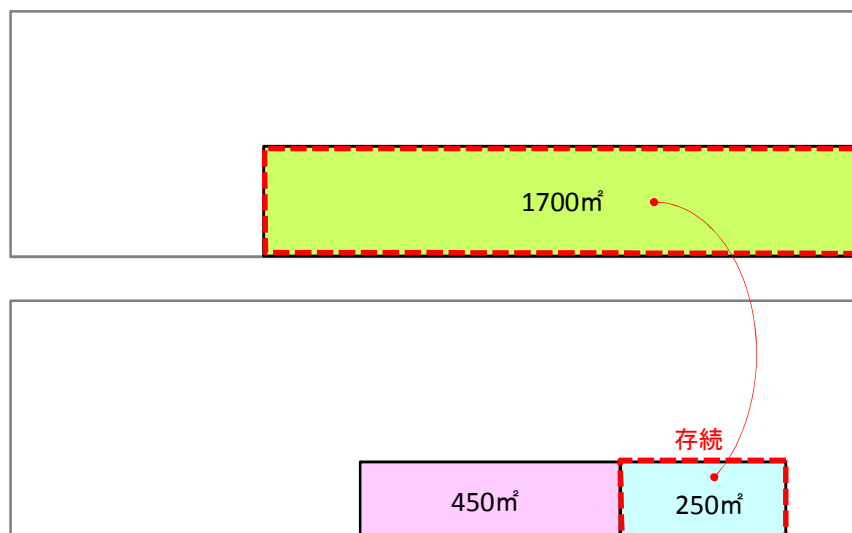
稠密な市街地において、同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合には、物理的な一体性を有していない場合であっても、一団の農地等として生産緑地地区を定めることが可能。

- ※ 一団の農地等を構成する個々の農地等の面積は、100㎡程度が下限。
- ※ 地域の実情に応じ、適宜判断。

ケース1



ケース2



ケース3

